

宮城県立精神医療センター建設事業に係る 埋蔵文化財確認調査支援業務仕様書

1 概要

本仕様書は、地方独立行政法人宮城県立病院機構が計画する、宮城県立精神医療センター建設事業において、名取市が実施する宮城県立精神医療センター施設建設関連発掘調査（確認調査）の支援業務の仕様及び履行条件について定めるものである。

2 委託業務番号 平成26年度 宮機本 第202号

3 委託業務の名称 宮城県立精神医療センター建設事業に係る埋蔵文化財確認調査
支援業務

4 履行（調査）場所 宮城県名取市愛島塩手字野田山地内ほか

5 履行（調査）期間 契約締結日の翌日から平成27年3月25日まで

6 調査面積等

(1) 調査対象面積 約40,000㎡

(2) 確認調査面積 3,840㎡

(図面の青色表示部分、赤色範囲内で変更する可能性がある。)

7 業務内容

受託者は、確認調査に伴い、下記の業務を行うものとする。

- (1) 現場プレハブの設置（3連棟）
- (2) 仮設トイレの設置（男女兼用2棟）
- (3) 作業員の車両駐車スペースの確保（15台程度分）
- (4) シャッターハウスの設置（1間×1間）
- (5) 給水用タンク設置及び水の給水（飲料水用20リットル、散水用500リットル）
- (6) バックホウの搬入、操作（0.45㎡、平爪、オペレーター・燃料込み）
- (7) 確認調査箇所の立竹木の伐採、刈払い等の整備
- (8) 調査基準杭の設置（公共座標値「測地成果2011準拠」標高値）
- (9) トレンチ位置設定杭の設置
- (10) その他、確認調査に関し必要な業務

8 着手届等

落札者は契約締結後、着手届及び7示す業務内容を完了するまでの業務工程表を作成し提出すること。

9 法令の遵守等

- (1) 受託者は、宮城県条例・名取市条例及び労働諸法令等を遵守し、危険防止及び災害の防止に万全の措置を講ずること。
- (2) 受託者は、確認調査を実施するにあたり、関係所管・部署への必要書類を作成し、提出するものとする。

10 安全対策管理

- (1) 緊急時連絡体制を整備すること。
- (2) 調査地域の立入り箇所口は立ち入り禁止看板等を設置し、第三者の立ち入りを禁止すること。
- (3) 重機稼働時は、重機の作業範囲内に入らないこと。
- (4) 近隣住民・施設等への被災防止を図ること。
- (5) 調査地域における火気による事故防止を図ること。
- (6) 汚水・濁水等の隣接地への流出防止処置を行うこと。
- (7) 発電機、重機等は防音型の機材を使用するものとする。
- (8) 残土置場等、埃や粉塵が出ないように必要に応じ、防塵シートによる飛散防止を行うこと。

11 留意事項

- (1) 受託者は、確認調査実施前に、近隣住民等への告知・挨拶を行うこと。
- (2) 調査に使用する重機（バックホー等）・機材等搬入時は、車道に長時間停車しないようにすること。
- (3) 調査対象範囲が県立がんセンターと隣接することから、騒音・粉塵等の発生防止に努めること。
- (4) 近隣地・近隣施設等への不要な立ち入りは禁止する。
- (5) 畑地において、掘削・埋め戻しをする表土については、石や根株又は他の土が混入しないよう、できうる限りの注意を図ること。

12 その他

本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合、受託者は協議を行い相互の審議に従い実施するものとする。

なお、委託者が特に指示した場合には、受託者は名取市教育委員会と直接協議を行い、又は指導を受けることとする。その内容については、委託者に報告しなければならない。